第五十六期決算公告

平成二十五年十月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部	
流動資産	二三二、五〇七
固定資産	六、一一四
合計	三三八、六二一
負債及び純資産の部	
流動負債	二一四、四〇二
固定負債	九、五六七
株主資本	一一四、六五一
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	一〇四、六五一
利益準備金	二、五〇〇
その他利益剰余金	一〇二、一五一
（うち当期純利益）	（一八、三四三）
合計	三三八、六二一

平成二十六年二月十八日

新潟県新潟市中央区近江二丁目二〇番四四号　近藤製粉株式会社

代表取締役　櫻井　雅人

第三十七期決算公告

平成二十五年十月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部	
流動資産	六九七、八六〇
固定資産	四一九、〇八九
合計	一、一一六、九四九
負債及び純資産の部	
流動負債	二一四、五九二
固定負債	一一五、三四六
株主資本	七八六、三六六
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	七七六、三六六
利益準備金	二、五〇〇
その他利益剰余金	七七三、八六六
（うち当期純利益）	（一八〇、八五九）
評価・換算差額等	六四四
合計	一、一一六、九四九

平成二十六年二月十八日

長野県埴科郡坂城町中之条五四一

株式会社ロビニア

代表取締役　尾形　禎彦

配当公告

三重県南牟婁郡紀宝町成川七四五番地

破産者　三協産業株式会社

右の者に対する津地方裁判所熊野支部平成二十五年（フ）第四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金八二、九三五、八五九円

一、配当することのできる金額　金一三、二二七、六一四円

平成二十六年二月十八日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階　破産管財人　**北薗　太**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県姶良市鍋倉六八八番地、最後の住所北海道江別市大麻高町二二番地の二二　被相続人　亡　安永　頼生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十八日

事務所札幌市中央区南一条西九丁目一番地一五井門札幌Ｓ１０９ビル二階　芝雄亮法律事務所

相続財産管理人　弁護士　芝　雄亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県八潮市大字八條一五六七番地、最後の住所不明　被相続人　亡　松本　ウメ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十八日

事務所札幌市中央区大通西一〇丁目　南大通ビル三階　伊東・實重法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　實重　洋祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市宮城野区平成一丁目五八一番地の二七、最後の住所宮城県仙台市宮城野区平成一丁目六番六号　被相続人　亡　佐藤　時子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十八日

宮城県仙台市青葉区国分町一―七―一八

白蜂広瀬通ビル七階　アイリス仙台法律事務所

相続財産管理人　関野　純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県南秋田郡八郎潟町夜叉袋字松ノ木一三二番地、最後の住所秋田県南秋田郡八郎潟町夜叉袋字松ノ木一三二番地　被相続人　亡　伊藤　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十八日

秋田県秋田市川尻総社町七番三〇号

相続財産管理人　弁護士　武田　龍生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県田辺市中辺路町温川四七番地、最後の住所東京都足立区梅田二丁目五番一四号國生方　被相続人　亡　宮野　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十八日

事務所東京都千代田区神田淡路町一丁目二番地クリスタルビル五階宮﨑法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮﨑　治子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市鶴川五丁目六番地二、最後の住所不詳、死亡の場所東京都町田市、死亡年月日平成十年二月五日　被相続人　亡　岩間アツ夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十八日

東京都日野市高幡一番地一四大石ビル三階

りんどう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区両国四丁目五番地の七、最後の住所東京都墨田区両国四丁目三二番一九―九〇五号タカシマ両国マンション　被相続人　亡　田中ふみを

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十八日

東京都中央区日本橋茅場町三丁目一三番三号第二ヒロタビル二階倉持法律事務所

相続財産管理人　弁護士　倉持　政勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市鶴間一〇一三番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉田　幸央

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十八日

事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号落合ビル三階福澤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福澤　武文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区南荻窪四丁目八〇番地、最後の住所東京都八王子市上川町一六二〇番地八王子同友会　被相続人　亡　赤石　順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十八日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

第 40 期 決 算 公 告

平成26年1月30日

東京都足立区青井五丁目５番15号

株式会社くるまやラーメン

代表取締役　大西　宏**禧**

貸借対照表の要旨（平成25年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	987,774
	固定資産	533,510
	資産の部合計	**1,521,284**
負債及び純資産の部	流動負債	288,385
	固定負債	48,635
	株主資本	1,184,264
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,174,264
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,171,764
	（うち当期純利益）	（21,815）
	負債・純資産合計	**1,521,284**